

# 精神科病院における虐待防止に向けて

## 1 滝山病院事件について

医療法人社団孝山会滝山病院(八王子市)において、看護師による患者への虐待(暴行)行為が発覚

## 2 これまでの経緯

- 令和5年2月15日  
滝山病院における看護師による患者への虐待(暴行)行為が発覚
- 令和5年2月～3月  
都は、医療法及び精神保健福祉法に基づき計4回の立入検査を実施
- 令和5年4月25日  
都は、医療法及び精神保健福祉法に基づき、滝山病院に対して改善命令を发出
- 令和5年5月9日  
滝山病院から改善計画が提出されるも「具体性が不足している」として、都は再提出を指示
- 令和5年5月16日  
滝山病院から都に対して改善計画再提出、都は受理
- 令和5年6月19日  
滝山病院において、第1回虐待防止委員会開催

## 3 改善命令(令和5年4月25日)の概要

### (1) 概要

- 1 入院患者への虐待行為は、患者の尊厳を害する著しく不適切な行為であり、速やかに再発防止に向けた具体的な対策を講じること。
  - (1) 外部の第三者を交えた虐待防止委員会を設置し、検証すること。
  - (2) 虐待防止マニュアルを整備するとともに、具体的な再発防止策をまとめること。
  - (3) 全ての職員を対象として、速やかに人権擁護及び虐待等不適切行為の防止に係る研修を行うこと。
- 2 虐待の未然防止、早期発見の取組を強化すること。
  - (1) 不適切な行為を発見した場合、都に速やかに通報できるよう、全ての職員に周知すること。
  - (2) 虐待や、虐待が疑われる行為を発見、疑いを持った職員が、院内で上司に報告・相談しやすい体制の整備を行うこと。
  - (3) 院内の情報連携がスムーズに行える体制整備を進めること。
  - (4) 患者からの虐待に関する相談に対応する体制を整備すること。
  - (5) 重大な問題が院内で発生した場合、医療安全管理委員会等において速やかに原因究明のための調査分析、再発防止策の立案、従事者への周知及び実施を行う体制を整備すること。

### (2) 処分理由

- 1 看護師による患者への虐待(暴行)行為(医療法第15条第1項、精神保健福祉法第37条第1項)  
令和4年、医療法人社団孝山会滝山病院内で、当該病院に勤務する看護師が入院患者に対する虐待(暴行)行為を行った。
- 2 病院管理者による院内の管理体制の不備(医療法第15条第1項、精神保健福祉法第37条第1項)  
当該病院の管理者は、院内で虐待行為が行われたことを把握できず、適切な対応を取ることができなかった。

## 4 改善計画(令和5年5月16日)について

### (1) 主な内容

- 1 外部の第三者を交えた虐待防止委員会の設置
- 2 再発防止に向けた虐待防止マニュアルの作成
- 3 人権擁護及び虐待等不適切行為の防止に係る研修
- 4 虐待や、虐待が疑われる行為を発見、又は疑いを持った職員が、院内で上司等に報告・相談しやすい体制の整備
- 5 患者からの虐待に関する相談に対応する体制の整備

### (2) 都の対応

- 改善計画の内容具体化など、5月9日に都が病院に対し要請した修正事項は概ね満たしていると捉え、改善計画を受理
- 改善計画に基づく具体的な取組を通じて、滝山病院における改善が進んでいくことが重要であり、都は引き続き立入検査等を通じ、病院における取組を指導

# 精神科病院における虐待防止に向けて

## 5 本日の論点

- 精神科病院における虐待防止に向けた行政の取組
- 虐待防止に向けた精神科病院の取組
- 地域における精神科医療のあり方